長野県内における本路線は、県庁所在地である長野市と県北部に位置する中野市、飯山市、下高井郡野沢温泉村等からなる北信地域を南北に結ぶ幹線道路として、物資輸送、産業経済活動及び生活文化活動を支えているとともに、北信地域における斑尾高原、戸狩温泉、北竜湖及び野沢温泉等の観光地を結ぶ役割も担っている重要な路線である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員及び曲線半径を満たさない区間が多数存在するほか、自然災害発生時等による通行止めが行われている。また、現道の存する中野市及び飯山市は豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づく豪雪地帯に指定されており、冬期間の最大積雪深は141㎝にも及ぶが、現道の約98％は、除雪時の堆雪帯が確保されていないことから、冬期間には車道幅員が確保できず、幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。さらに、現道と並走する一般国道292号等への交通流動があり、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生しており、平成22年度道路交通センサスによると、中野市吉田地内の一般国道403号で、19,899台／日であり、混雑度は1.35となっている。

本件事業の完成により、線形良好な道路が新たに整備され、自然災害時等による通行止めの解消が図られるとともに、一般国道292号線等の通過交通を分担することから、年間を通じて安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響調査を実施したところ、大気質、騒音及び振動に関して、環境基準等を満足するものとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者の調査によると、本件区間内及び周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）及び環境省レッドリストにより、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在しており、中野市教育委員会が現地確認したところ、起業者が特別な措置を講ずべき文化財は発見されていない。今後も起業者は関係機関との協議を行い、必要に応じて適切な対策を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、道路構造令による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、路線延長が最短となるルート案（以下「申請案」という。）、地すべり防止区域を回避したルート案（以下「地すべり地帯回避ルート案」という。）の２案について検討が行われている。申請案と地すべり地帯回避ルート案とを比較すると、申請案は、地滑り防止区域を通過するため、地滑り防止対策が必要になるが、施行延長は短く、取得必要面積、支障物件及び橋梁数が少ないことから、施工性に優れ、事業費も廉価となる。これらを社会的、技術的及び経済的な面から総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は線形不良区間が多数存在するほか、自然災害等による通行止めも行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、飯山市長を会長とする一般国道117号改良促進長野県期成同盟会から、本件事業に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　長野県中野市役所

○中部地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十九日

中部地方整備局長　梅村　和成

(三)(二)(一)　道路の区域　道路の線名　四百七十五号　道路の種類　一般国道

(四)　区間　変更前　後変更前　敷地の幅員　延長

大町市	四七番一	後変更前	二二四・〇〇メートル	一一・〇キロメートル
塩尻市	福田一三六五番一から同市桔梗町字上川田一三六番一まで	後変更前	二四四・〇〇メートル	一一・〇キロメートル
宮町	四七番一まで	後変更前	〃	〃
大町市	四七番一から同市桔梗町字上川田一三六番一まで